

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監 査 の 対 象：令和2年2月27日付け住民監査請求（令和2年4月23日付け大監第7号）

所 管 所 属：西成区

提 出 日：令和2年6月16日

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
本件請求の要旨の一つは、b地活協の組織運営が民主的で開かれたものになっていないというものであるところ、直接そのような事実が確認できなかったのは上述のとおりである。しかしながら、住民からこのような請求が行われたことから、西成区は、まちづくりセンターに対し、b地活協の活動がより多様な意見が反映されたものとなるよう支援を行うように指導すべきであったと思われる。 また、議事録の公開が行われたかについて、請求人とb地活協の代表者等の主張が全く食い違っているが、これも閲覧申請書や閲覧記録等の据付けなどの技術的助言で避けるものであったといえる。 西成区にあっては、今後よりきめ細かな地活協への支援に努められたい。	西成区といたしましては、これまでまちづくりセンターによる支援を行っていましたが、令和2年度より区の職員による支援へと移行する中で、b地活協の活動がより多様な意見が反映されたものとなるよう、運営委員会・役員会に区の担当職員が出席するなど、組織運営に対するモニタリング強化に向けた取組みを進めていきます。また、議事録の公開が行われたかどうかについては、後に確認ができるようよう閲覧申請書や閲覧記録簿のb地活協事務所への据付に向けた支援を行い、令和2年5月12日時点において設置されていることを確認しています。 【区の担当職員が出席した会議】 令和2年6月10日 18:30～ b地活協運営委員会・役員会開催（b老人憩の家）